

令和8年度年度富山県会計年度任用職員（医療安全相談員）募集案内

令和8年2月27日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職名	採用予定人員	職務内容	配属先
医療安全相談員	1名	① 医療安全相談業務 ② その他所属長の定める業務	富山県厚生部医務課

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 受験資格

(1) 次のいずれにも該当する方が応募できます。

ア 医療安全に関する知識と勤務経験を有する者

イ 基本的なパソコン操作能力（ワープロ・表計算等）を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験・合格発表

(1) 試験の日時等

	試験日	試験会場	内容
面接試験	3月中旬<富山県庁本庁舎> ※日程、会場は申込者に別途連絡します。		仕事への取り組み意欲及び人柄等についての個別面接

(2) 合格発表

3月中旬に電話連絡等で通知します。

5 勤務条件（予定）

(1) 勤務時間等

・勤務日 月曜日から金曜日までのうち3日または4日

（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く）

※週の勤務日数や曜日は、ご希望に応じて調整しますので、ご相談ください。

・勤務時間 午前9時から午後4時30分まで（1日6.5時間勤務）

・休憩時間 正午から午後1時まで（1時間）

※業務の都合により、勤務時間を 変更する場合があります。

(2) 報酬（新規採用の場合） 月額107,136円（週3日勤務）または142,849円（週4日勤務）

(3) 諸手当 期末手当、勤勉手当

(4) 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。

(5) 社会保険等 公務災害対象

週4日勤務（週20時間以上）の場合：地方職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険

(6) 休暇

・年次有給休暇 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した場合に付与

・特別休暇等 忌引、夏期休暇等

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県厚生部医務課 (TEL 076-444-3219)

(2) 申込方法

履歴書（市販の JIS 規格の様式で最近 3 か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの）1 通を同封し、封筒に「会計年度任用職員（医療安全相談業務）申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県厚生部医務課医療政策係に提出してください。

(3) 受付期間

令和8年3月10日（水）まで

- ・郵送による申し込みは受付期間内の必着とします。また、簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません。
- ・持参される場合の受付時間は、原則午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 5 時 15 分までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

7 その他

(1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第 32 条)
- ② 信用失墜行為の禁止(同法第 33 条)
- ③ 秘密を守る義務(同法第 34 条)
- ④ 職務に専念する義務(同法第 35 条)
- ⑤ 政治的行為の制限(同法第 36 条)
- ⑥ 争議行為等の禁止(同法第 37 条)

(2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。(合格者あてに別途通知します。)

(3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和 8 年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。